



既存盛土等調査のQ & A

Q1. 公表された既存盛土等は危険なのでしょうか？

A1. 公表した既存盛土等の情報は、既存盛土等の位置等を把握するための分布調査の結果であり、危険性を示すものではありません。

Q2. 所有している土地が既存盛土等の範囲となっているが何か対応した方が良いでしょうか？

A2. 公表した既存盛土等の情報は、既存盛土等の防災対策を進める出発点として、市民のみなさまと広く情報を共有するために作成・公表するもので、対策工事等の対応を求めるものではありません。

既存盛土等の位置を把握していただくことで、盛土等へ関心・意識を向けていただければと思います。

なお、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づいて行った令和6年度の基礎調査では応急対策が必要な盛土等はありませんでした。

Q3. 公表された既存盛土等にある土地の不動産価値はどうなりますか？

A3. 公表した既存盛土等の情報は、既存盛土等の位置を把握するための分布調査の結果であり、過去に盛土等がなされた可能性がある場所の概ねの位置を示したものです。そのため、土地の不動産価値を左右する情報として公表したものではありません。

Q4. これまでの大規模盛土造成地マップの情報はどうなったのですか？

A4. これまでに抽出した大規模盛土造成地に令和6年度の既存盛土等調査結果を追加した位置図を『既存盛土等位置図』として、ふなばし生き生きふれあいマップで公表しています。（「既存盛土等に関するウェブサイト」参照）

Q5. 公表される盛土等の位置情報は概ねの位置だけなのでしょうか？

A5. 公表している盛土等の情報は、過去に盛土等がなされた可能性がある場所の概ねの位置を示したものです。既存盛土等の抽出は、机上での抽出時の精度誤差を考慮しているため、盛土等の正確な位置を示したものではありません。

Q6. 既存盛土等について、今後何か調査を行うのですか？

A6. 今後は安全性把握調査の優先度評価において、既存盛土等の構造、変状などを調査した結果、継続して調査が必要と判断された既存盛土等については、地質調査など詳細な調査を行わせていただく場合があります。調査を行う際には、関係する住民の皆様へ予めお知らせいたします。

Q7. 擁壁に亀裂が入っているが、どのような対策をすればよいですか？

A7. 自宅の擁壁や法面に大きな亀裂が入っていたり、水が流出していたり、おかしいと感じた場合は、専門家（一級建築士等）にご相談ください。また、船橋市の『擁壁（ようへき）の安全に関すること』ウェブサイトから「我が家の擁壁チェックシート」、国土交通省のウェブサイトから「我が家の宅地安全マニュアル」がダウンロードできますので、参考にしてください。（「既存盛土等に関するウェブサイト」参照）

【既存盛土等に関するウェブサイト】

●「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」）について | 国土交通省
<https://www.mlit.go.jp/toshi/web/morido.html>

●ふなばし生き生きふれあいマップ | 船橋市
<https://webgis.alandis.jp/funabashi12/portal/>

●擁壁（ようへき）の安全に関すること（我が家の擁壁チェックシート） | 船橋市
<https://www.city.funabashi.lg.jp/machi/juutaku/004/p121174.html>

●我が家の宅地安全マニュアル | 国土交通省
https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000065.html

【お問い合わせ先】

船橋市建築部宅地課
〒273-8501 船橋市湊町2-10-25
電話：047-436-2690 FAX：047-436-2716
<https://www.city.funabashi.lg.jp/>